

## 本光坊良顕血染の聖教の疑惑

武藤 正典

蓮如の吉崎繁盛期、文明六年(一四七四)三月二十八日、午後六時頃、吉崎南大門他屋から出火し馬場大路南北の他屋九坊、並に本坊、合せて十坊を烏有に帰した。

火災原因は不明である。当時の状況から判断し放火説が最も有力だが、犯人が検挙されていない以上、放火とも断定は出来ない。吉崎火災について、蓮如自身の詳細に書き残した文章に、高田本誓寺所蔵、十帳御文の実如証判の第三帳十七に編さんされているものと、新潟勝念寺開基円光坊敬智に送つたものと二通現存されている。

円光坊は、円広坊とも書き、越前領主朝倉敏景の重臣、朝井権之進光友と称し、吉崎で蓮如の教化を受け弟子となり、常随昵近の老職とし、蓮如の吉崎退去後、蓮如の真筆、吉崎絵図、吉崎御坊火難の文章、等を賜つて、加賀国今湊(石川県能美郡港

村)に一寺を建立、後年、明暦年間(一六五五)越後へ移転した、現在も今湊勝念寺といつてゐる。

火災日附は、高田本誓寺には三月二十八日と記され、勝念寺円光坊あてには三月二十六日と記され、いずれも火災後十日程過ぎて、避難中他屋に於いて書いたものらしく、内容は両者とも殆んど同文であるので、新潟勝念寺円光坊あての原文をそのまま紹介してみよう。

「夫文明第三ノ天、五月仲旬ノ比江州志賀ノ郡大津三井寺ノフモト南別所近辺ヲ風度オモヒタチテ此方ニオイテ居住スヘキ覚悟ニオヨハス越前加賀カノ両国ヲ経廻シテソレヨリ登リ当国細呂宜ノ郷吉崎トイヘル在所イタリテヲモシロキアヒタマコトニ虎狼野チ(ママ)ノスミカノ大山ヲヒキタヘラケテ一字ヲ結テ居住セシムルホトニ当国加州門下ノ族モ山ヲクツシ又芝築地ヲツキナントシテ家ヲワレモノノトツクル間ホトモナク一年二年トスクルマ、文明第三ノ曆夏ノ比ヨリ当年迄ハステニ四年ナリシカレトモ田舎ノコトナレハ一年二年ニ一度ツ、ハ小家ナントハ焼失ストイヘトモコノ坊ニカキリテ火難ノ義ナカリシカトモ今度マコ

トニ時尅到来ナリケルカ、当年文明第六三月二十六日酉ノ尅トオホエシニ南大門ノ多屋ヨリ火事イテ北ノ大門ニウツリヤケシホトニ巳上南北ノ多屋九ツナリ本坊ヲクワエテソノ數十ナリ南風ニマカセテ焼シホトニ時ノマニ恢復トナレリマコトニアサマシトイフモナカノコトハモナカリケリ(下略) 文明第六西ノ四月二十六日

釈蓮如書之

円広坊へ

マイラセ候

吉崎大火で有名なのは、本光坊良願の血染の聖教で、内容は、足羽郡美山村市波本向寺、第五世良願が吉崎他屋で蓮如に仕え、火災で蓮如が避難する際、親鸞の著述「教行信証」の証巻を机上に置き忘れ、気づいたときは火の海で人々は騒ぐだけで、本光坊良願が人々の止めるのも聞かず猛火に飛び込み、自から腹一文字に切り、ハラワタを出し聖教を腹中に収め焼死した。

焼跡から良願の黒こげ死体が発見され、腹中から血だらけの聖教が出て来た。この聖教が血染の聖教、はらごもりの聖教で門外不出の本願寺、寺宝とし秘蔵されているということである。

「本光坊縁記」には、平泉寺、能化職功存が主要次の如く記している。

抑当院は祖師聖人の高弟本光坊明空の開基なり。此明空上人は俗姓は大須賀四郎胤信と名づく。下総国住人なり。人皇五十代桓武天皇十世の孫千葉介常胤の四男にして、鎌倉右大臣実朝に仕う。建暦二年正月十九日鶴ヶ岡八幡宮御社参の事ありて其儀式甚嚴重なりし事なりしに其時此大須賀四郎胤信は調度懸の役にて歩行して供養せよと命ぜらる。怒つて退き信濃国の方へ逃れ隠る。公此人ををしみ北条時政を以つて尋ね出し帰参を命ずるも志を改めず。その頃聖人の行化に遇奉りて出家し本光坊明空と名づく。六十五人の随一となる。延慶元年八月廿日死す。その子明堅の代より第五代了願に至迄、吉田郡に居住せるに、了願、蓮如に随ひ吉崎に移住す。時に文明六年三月二十八日。

「越前人物誌」の中には本向寺了願と主要次のごとく記している。

本光坊良願は明空と称し足羽郡市波村本向寺五世の住職、越前大谷村に生る。父を了真と云う。其頃坂井郡吉崎にて本願寺蓮如に師仕す。文明六年三月廿八日南大門辺

より出火諸堂回祿す。時に蓮如、教行信証を拝閲ありしに六巻の内三巻を机上に取残し悲嘆限りなく、本光坊走り来て之を聞き、聖教を取り出し奉らんと衆の止むるをも聞かず猛煙の中へ飛入り、聖教を持出んとする一刹那猛火に包まれ、自ら腹を切りて聖教を腹中に納めて焼死す。本光坊腹籠の聖教と云う。

「真宗懐古鈔」の中にも

「上人ノ仰ニ御堂焼失スルコトハ是非ニ及ヌ義ナレドモ、コ、ニ悲キハ祖師聖人ノ御真筆ノ御本書、余ハ皆持出デタレドモ、第五ノ証ノ巻ヲ取落タリ、是ヲ焼ンコト一生ノ死念也ト、ナゲキ給ヘリ。トキニ宇坂ノ市波ノ本向寺、其トキハ本向房了願ト名ク(開山ノ御弟子ナル、千葉ノ介常胤五代ノ孫ナリ、常胤コト東鑑ニ見ヘタリ)此了願、蓮如上人へ某シ参テ取り返ラント言上セラル、トキニ、上人ノ仰ニ此猛火盛ナルニ、何ゾ取得ルコト有ンヤ、只徒ニ焼死シ成ン必ズ無用也ト制止シ給ヘドモ、是非ニ行ントス。依テ余ノ坊主衆ソノ袖ヲ取テ、汝ハ狂乱シツルカ、アノ火ノ中ニテ、犬死ニセンコト必定也ト、ツヨク止メラレケル。折節非常ノトキナレバ、了願帯刀ニ

武藤 本光坊良願血染の聖教の疑惑

テイラレケルガ、其マ、刀ヲヌキ、袖ヲ切  
 払フテカノ火ノ中ヘトビ込、御本書ヲバ取  
 リ得タレドモ、早四方ニ火廻テ可出道ナ  
 シ。ソノトキ本向房ハ腹十文字ニ切り破リ  
 腸ヲツカミ出シテ彼ノ証卷ヲ押コミ、伏シ  
 テ死ナレケル。トキニ火事大概ニ治リテ、  
 上人及ビ御弟子等、了願ノ焼死セシヲ推量  
 イタシ、深ク悲ミ給ヒ、急ギ死骸ヲ取出セ  
 ヨト仰付ラル。依之人々、灰ヲ搔除テ、死体  
 ニ尋ネアタリ、未ダ壘ノ四方ニハ火ノ燃  
 ヲ、水ヲソ、ギテコレヲケシ其死骸ヲ持出  
 シケルニ、切り破リタル腹ノ中ニ、御書儼  
 然トシテ有り、誠ニ念力ノ然ラシムル処  
 ロ、実ニ希代ノ働也。依テ是ヲ肉付ノ御書  
 トモ、腹籠ノ御聖教トモ称スル也。然ルニ  
 本向房了願、ソレ迄ハ未ダ眼ヲ不閉ニ、蓮  
 師御涙トトモニ御手ヲ以テ額ヲナデオロシ  
 給ヘバ、忽眼ヲ閉ラレケリ。蓮如余リノ御  
 満悦ニ、葬送ノトキハ、直ニ御出在シテ、  
 御焼香ヲ遊シケル。是前代未聞ノコト也」  
 と記されてある。

「真宗懷古鈔」三卷は、明和四年（一七  
 六七）発行の雨甘の作で、蓮如が、吉崎、  
 出口、境、山科、大阪、五坊舎建立の縁記  
 を書いたものである。

又「本願寺通紀」にも

「吉崎殿火、事出倉卒、本向坊了願、自  
 割腹以蔵祖書全之（祖書祖師親書広文類第  
 四証卷也、世称腹籠聖教）と云へり」

「本願寺通紀」十五卷は、天明四年（一  
 七四八）玄智の選で、本願寺内容を記述し  
 たもので、いづれも後世に作られたものな  
 のである。

この血染の聖教事件に対し、これは全つ  
 たく事実無根で後世、デッチ上げたもので  
 あると云うのが「紫雲殿由縁記」に書かれ  
 ている。紫雲殿由縁記は山城国愛宕郡洛  
 陽四条、紫雲殿金宝寺縁起と称し作者は金  
 宝寺第六十七世明専で、延暦十一年、天台  
 の最澄（伝教大師）の金宝寺創立に始まり  
 享保十二年（一七二七）第七十一世明準の  
 代まで約九百二十五年間の縁記で十三冊に  
 なっている。その中に、了願の忠節を述べ  
 その功に依り宝永五年（一七〇八）本向寺  
 秀賢並に隠居祐忍とが余間の位より院家  
 （室）に昇進すると記し最後に

「私云先ツ願ハ然リ、内々ハ国主へ頼ミ  
 難渋ノ申含ニテ、表向キハ如此云テ内々ハ  
 国王ノ取持ナリ有名無実ノ仕合云々」と記  
 されてあるのである。

本願寺院家の職を調べてみると次の文章  
 が残っているのである。

「越前ニ御末寺アリ国主（吉品）ハ其出  
 願母、時ニ国主ノ母儀、当宗ニテ在シカ死  
 去ノ後、国主御門主（宣如）へ対面有テ被  
 申シハ、我母御宗門ニテ法義甚ダ悦候、シ  
 カルニ御家ニ素絹ト申物ノ候由承候。母ガ  
 追善ニ母へ御被成下候様ニ被居申シ時、御  
 門主モ余義ナキナレバ是非モナシ御許容有  
 シトキ、重ねテ被申ケルハ左様ニ候ハ母カ  
 死タルモノニ候ヘバ母ノカワリニ母ガ帰依  
 イタシ候宿坊ノ候ヘバコレへ御免クタサル  
 ベシ願ヒ申シ放御門主モ其上ハ是非ニ及バ  
 シ給ハズ御ニ依ツテ為御札判金三十枚進  
 上、是レ素絹許可ノ始ナリ其後コレニ準ジ  
 判金三十枚ニテ内陣上座ノ素絹トナレリ」  
 「明君言動録」巻之下に、前記と一致さ  
 れる文章が書かれてあるのである。

「明君言動録」巻之下、  
 「宇坂本光（向）寺、隠居落合祐恩は三  
 上町下屋敷有之。探源院様（七代福井藩主  
 吉品）至而御懇に被成下御夜話等毎夜罷出  
 正月十四日左義長杯も御馬に而出候程之御  
 意に応じ候。  
 或時、御夜話に罷出候意被成候は、其方望

事は無之哉と御尋被遊候処、祐恩申上候は門徒是馬之毛の教程御座候へば、望事逆は少も無御座候。

此上院家に相成候へば結構之儀に御座候得共、是は過分之金子入用に候へば難及由申上候へば夫は何程に候哉と御尋被遊に付、三四百両斗之儀に御座候と申上候得ば、夫は少分之儀に候へば可被下旨御意被遊、早々本願寺へ本光(向)寺先祖之儀を被仰遣、院家之儀被仰遣候処何分にも承知仕候段明跡有之次第可申付旨御受有之候。

然処此趣を本光(向)寺及承早々京都え罷出本寺之家老、下間へ金銀を以取入、本光(向)寺に——立成候、間もなく本覚寺院家に罷成候、此旨探源院(吉品藩主)様御聴被甚御憤被遊、又々本願寺へ被仰遣候趣は、本光(向)寺院家之儀明跡次第と被申趣候処、本覚寺院家に被致候は如何之訳合に参候と被仰遣未御受義無之内、吉江へ御泊鷹野に被為入候則、祐恩も被召連同人へ被仰付候は、泊鷹野へ参候は見晴能茶所を見分の為参候得共、此辺に而は可然処なく西御堂境内は舟橋沖見晴能候間、明日より仏具雑具を取払候様輪番へ罷越申付、こばち候事は此方より可申置候、申聞と祐恩へ

被仰付候に付、夜中に罷越輪番へ申渡候処、早速頭立門徒共呼集致評儀申候処、全く本覚寺院家に罷成候御憤と相聞候に付、夜中に京都へ申遣候処、余日なきうちに、本覚寺父子京都へ罷出候様申来、早速院家に罷成候。下間は自殺仕候由、本覚寺は追院被仰付候処、本寺之所持に而勢州に而大寺を持候処、又々領主方へ御附届有之勢州も追払ひ、夫より何方へ被参候哉、昇安院様(八代吉那)御代度々願に付御国住居御免被成候、瑞源寺へ参詣仕候処、思召不応、又々蟄居被仰付一生御勘氣之身に而相果候由。」

「名君言動録」の本光坊祐恩とあるのは、本向寺祐忍のこと、著者の書き違いであろう。祐忍は本向寺第十二世で、落合祐玄の二男と生れ、幼名猿丸と称し、性質豪胆で、晩年隠居し、福井(現在錦公園付近)支坊に居住、茶道に秀れ、吉品も茶人であつた關係上、言動録の如き事態が生じたのであろう。祐忍は享保十年(一七二五)正月一日、九十五才の高齡で死亡した。

本光坊良顕の血染の聖教は、この祐忍が本願寺の院家の位を取るため、藩主吉品を

利用し三百両の金を本願寺へ納め、作り上げた芝居で、それを最も真実らしく宣伝されたものなのである。

本光坊良顕、血染の聖教は、あくまでも縁起なので、あれほど筆まめな、生涯、二百六十六通の多くの文章を書き残した文章宣伝の上手であつた蓮如も、この血染の聖教事件には、一言も、ふれていないのが何よりも証拠なのでなからうか。